

岩見沢市農業委員会第2回総会議事録

1. 日 時 令和4年2月25日 金曜日 午後2時46分から
午後3時31分まで

2. 場 所 岩見沢市役所4階委員会室

3. 出席委員

委 員	黒 田 芳 明	(議席 2 番)
委 員	宮 崎 裕 治	(議席 3 番)
委 員	引 頭 一 宏	(議席 4 番)
委 員	宇 井 正 明	(議席 1 1 番)
委 員	尾 田 憲 朗	(議席 1 3 番)
委 員	西 村 昭 寿	(議席 1 4 番)
委 員	西谷内 智 治	(議席 1 5 番)
委 員	長 森 睦	(議席 1 7 番)
委 員	久 保 智 則	(議席 1 8 番)
委 員	伊 藤 俊 春	(議席 1 9 番)
委 員	柿 崎 壽 恵 子	(議席 2 3 番)
委 員	坂 野 博 之	(議席 2 4 番)
委 員	馬 場 広 之	(議席 2 6 番)
委 員	志賀野 敏	(議席 2 7 番)
委 員	中 林 強	(議席 2 8 番)
委 員	川 北 敏 充	(議席 2 9 番)
委 員	干 場 克 二	(議席 3 2 番)
委 員	吉 成 朗	(議席 3 3 番)
委 員	佐々木 利 夫	(議席 3 5 番)
委 員	山 谷 康 雄	(議席 3 6 番)

4. 制限委員

委 員	杉 村 幸 治	(議席 1 番)
委 員	高 田 勝 彦	(議席 5 番)
委 員	坂 口 信 幸	(議席 6 番)
委 員	日 笠 和 良	(議席 7 番)
委 員	岩 瀬 孝 雄	(議席 8 番)
委 員	倉 田 真 二	(議席 9 番)
委 員	米内山 裕 子	(議席 1 0 番)
委 員	山 田 辰 弘	(議席 1 2 番)

委員	戸田憲一郎	(議席16番)
委員	渡辺亮二	(議席20番)
委員	長井孝之	(議席21番)
委員	池田明博	(議席22番)
委員	井川和也	(議席25番)
委員	小倉和敏	(議席30番)
委員	近田昌枝	(議席31番)
委員	森一男	(議席34番)

5. 事務局出席

事務局長	土井盛慈
農地係長	小野洋志
振興係長	内山充人

6. 事務局欠席

振興係主任	船戸崇之
農業振興センター担当主査	山田勝彦
主査	池田大輔

佐々木代理
議長

只今より、令和4年岩見沢市農業委員会第2回総会を、開催いたします。なお、前回総会に引き続き社会経済活動の継続に向けた、安全・安心を確保した対応を図るため、出席委員を制限して取り進めます。

日程1、議事録署名委員を申し上げます。議席番号11番宇井委員、13番尾田委員にお願いいたします。

日程2、会期の決定について、お諮りいたします。本日の付議案件は、報告3件、議案5件となっております。会期は、本日1日とすることで、ご異議ございませんか。

(無しの声)

異議が無いようでございますので、本日1日に決定いたします。

日程3、報告第1号農業委員会の動向についてであります。

2月5日、渡辺孝一先生と水田活用交付金に係る懇談会をさせていただきました。なお北海道農政事務所の山田所長さんにもご出席頂いたところであります。詳細につきましては総会終了後改めてお話をさせていただきますのでよろしくお願ひします。

以上で報告とさせていただきます。

日程4、報告第2号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積計画の告示についてを上程いたします。説明を求めます。

内山係長
議長
内山係長

議長、振興係長。

内山係長。

報告第2号、農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積計画の告示について、ご報告いたします。この件については、先月の総会においてご協議をいただき、集積計画を作成することでご承認をいただきました。

議案4ページ別紙1から5ページ別紙2の上の表に記載の賃貸借関係は、北海道農業公社の農地保有合理化事業による一時貸付で、賃貸借40番外9件の賃借権の設定です。

次に、同ページ下の表から6ページ別紙3の上の表に記載の所有権関係について、所有権124番8件は、農地保有合理化事業による所有権移転の設定です。

次に、同ページ下の表から8ページ別紙5の上の表に記載の賃貸借関係は一般分で、賃貸借44番外13件の賃借権の設定です。

次に、同ページ下の表から9ページ別紙6の上の表に記載の所有権関係は一般分で、所有権125番外12件の所有権移転の設定です。

次に、同ページ下の表に記載の使用貸借関係は一般分で、使用貸借3番の使用貸借による権利の設定です。

以上につきまして、告示第19号で令和4年1月31日に告示したことをご報告いたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

日程5、報告第3号現況証明書の交付についてを上程いたします。説明を求めます。

小野係長
議長
小野係長

議長、農地係長。

小野係長。

総会議案10ページ、報告第3号現況証明書の交付について、ご説明いたします。今回の願ひ出件数は岩見沢地区の2件です。

総会議案11～13ページ、整理番号1番及び2番について、筆数が多いため、整理番号2件に分けていますが、願ひ出はまとめた提出でございます。整理番号1番の、XXXXXXXXXX、及び整理番号2番の、XXXXXXXXXXの土地について、申請内容は雑種地として利用しているとの内容です。申請地は、送電線路用の鉄塔の老朽化に伴い、令和2年10月30日付けで、北海道電力ネットワーク株

式会社より、農地転用の届出があった土地でございます。

申請ではなく、届出となっておりますのは、農地法施行規則第29条第13号の規定により、「電気事業者が送電線用等の施設、電線を架設用の装置又は電気工作物の敷地に供するため、農地を農地以外にする場合」は、権利移動の制限の例外につき、許可制ではなく届出制となっているためでございます。このたび、1月21日に建替工事が終了し、2月14日付けで同社より完了届出がありました。内容を確認したところ、適切であると認められたことから非農地として証明いたしました。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

次に審議に入ります。日程6、議案第1号農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを上程いたします。説明を求めます。

土井局長

議長、事務局長。

議長

土井局長。

土井局長

それでは、総会議案14ページ、議案第1号農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、その内容を説明いたします。

議案15ページ、整理番号1番から、議案17ページ、整理番号8番については、貸主が他の農業者に農地を貸し付けることから解約するもので、2月4日に解約され、同日付けで通知されたものでございます。

これらの各案件については、農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられるため、よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

日程7、議案第2号農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について説明を求めます。

内山係長

議長、振興係長。

議長

内山係長。

内山係長

それでは、総会議案18ページ、議案第2号農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について、ご説明申し上げます。

議案19ページ、別紙1の整理番号1番から7番について、調査書のとおり、全ての要件を満たすものと認められます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり決定いたします。

日程8、議案第3号農地法第3条の規定による許可申請について説明を求めます。

小野係長

議長、農地係長。

議長

小野係長。

小野係長

それでは、総会議案20ページ、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。今回の申請件数は5件で、内訳につきましては、賃貸借権の設定が4件、使用貸借権の設定が1件でございます。

総会議案21ページ、整理番号1番から2番は関連がありますので、一括してご説明いたします。貸主は、いずれも自身が所有する農地を営農可能な法人へ賃貸借権の設定により貸し付けるもので、借主は、農地法3条3項の規定に基づき、農地所有適格法人

以外の法人が貸主と解除条件付の契約書を取り交わすことを条件として申請地を借り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。整理番号1番の価格は、畑で10aあたり [] 円、総額は、 [] 円です。整理番号2番の価格は、畑で10aあたり [] 円、総額は、 [] 円です。なお、それぞれの申請地は、1月16日に長森委員に、周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、総会議案同ページ、整理番号3番から4番は関連がありますので、一括してご説明いたします。貸主は、いずれも高齢となり後継者もいないため、賃貸借権の設定により近隣農家に申請地を貸し付けるもので、借主は、申請地を借り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。整理番号3番の価格は、田畑共に10aあたり [] 円、総額は、 [] 円です。整理番号4番の価格は、田で10aあたり [] 円、総額は、 [] 円です。なお、それぞれの申請地は、1月16日に長森委員に、周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、議案22ページ、整理番号5番に記載の貸主は、自身が所有する農地を使用貸借権の設定により再度貸し付けるもので、借主は、後継者として農業に従事しており、申請地を再度借り受け、農業経営を継続するものです。なお、申請地は1月16日に佐々木代理に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

以上説明いたしました案件につきましては、調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと認められますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

日程9、議案第4号農地移動適正化あっせん事業によるあっせん申し出についてを上程いたします。

この件につきましては、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、農用地利用集積計画の作成を岩見沢市長に対し要請するものです。あっせん申し出につきましては、地区常任委員会を開催した結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとのことですので、その内容について各常任委員長より説明をお願いいたします。

黒田委員長

最初に、第1地区について説明をお願いいたします。黒田常任委員長。

第1地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案24ページから26ページ、賃貸借64番から66番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難等のため、引き続き農地を貸し付けるもので、借主は、引き続き農地を借り受け、経営の安定を図るものです。

次に、議案27ページ、所有権146番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため農地を譲り渡すもので、譲受人は、農地を譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案28ページ、所有権147番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、貸し付けている農地を譲り渡すもので、譲受人は、借り受けている農地を譲り受け、経営の安定を図るものです。

議長

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございますか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。黒田常任委員長は自席にお戻りください。

馬場委員長

次に、第2地区の説明をお願いいたします。馬場常任委員長。

第2地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案 29 ページから 30 ページ、所有権 148 番から 149 番は、農地保有合理化事業により所有農地を処分するもので、先月の総会において北海道農業公社への農用地の買入協議要請について承認され、協議を行った結果、買入価格が決定したものでございます。

次に、議案 31 ページ、所有権 150 番の譲渡人は、後継者もなく耕作が困難なため農地を譲り渡すもので、譲受人は、農地を譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案 32 ページから 33 ページ、所有権 151 番から 152 番の譲渡人は、高齢で後継者もなく、遠方に居住し耕作が困難なため、貸し付けている農地を譲り渡すもので、譲受人は、借り受けている農地を譲り受け、経営の安定を図るものです。

次に、議案 34 ページ、使用貸借 4 番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、隣接する農家に使用貸借により農地を貸し付けるもので、借主は、隣接する農地を借り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございますか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。馬場常任委員長は自席にお戻りください。

次に、第 3 地区の説明をお願いいたします。中林常任委員長。

第 3 地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案 35 ページ、賃貸借 67 番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため農地を貸し付けるもので、借主は、隣接する農地を借り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案 36 ページ、所有権 153 番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、農地を譲り渡し経営規模を縮小するもので、譲受人は、隣接する農地を譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案 37 ページ、所有権 154 番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、貸し付けている農地を譲り渡すもので、譲受人は、借り受けている農地を譲り受け、経営の安定を図るものです。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。中林常任委員長は自席にお戻りください。

次に、第 5 地区の説明をお願いいたします。志賀野常任委員長。

第 5 地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案 38 ページ、所有権 155 番につきましては、農地保有合理化事業の買い取りにより、所有する農地を処分するもので、北海道農業公社へ農用地の買入協議を行った結果、決定されたものでございます。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。志賀野常任委員長は自席にお戻りください。

次に第 6 地区の説明をお願いいたします。干場常任委員長。

第 6 地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案 39 ページから 41 ページ、賃貸借 68 番から 70 番の貸主は、高齢で後継者も

議 長

中林委員長

議 長

志賀野委員長

議 長

干場委員長

なく耕作が困難なため引き続き農地を貸し付けるもので、借主は、引き続き農地を借り受けて、経営の安定を図るものです。

次に、議案４２ページから４３ページ、賃貸借７１番から７２番の貸主は、後継者もなく耕作が困難等のため農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案４４ページ、所有権１５６番の譲渡人は、耕作に不便な農地を譲り渡すもので、譲受人は、隣接する農地を譲り受けて規模拡大により経営の安定を図るものです。

議長

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。（無しの声）

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。干場常任委員長は自席にお戻りください。

宇井委員長

次に、第７地区の説明をお願いいたします。宇井常任委員長。

第７地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案４５ページ、賃貸借７３番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案４６ページから４７ページ、所有権１５７番から１５８番につきましては、いずれも農地保有合理化事業の買い取りにより、所有する農地を処分するもので、農用地の買入協議の結果、決定されたものでございます。

次に、議案４８ページから４９ページ、所有権１５９番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため貸し付けている農地等を譲り渡すもので、譲受人は、借り受けている農地等を譲り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案５０ページから６０ページ、所有権１６０番から１６９番の譲渡人は、農地を譲り渡して規模縮小により経営の安定を図るもので、譲受人は、隣接する農地を譲り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案６１ページ、所有権１７０番の譲渡人は、高齢で耕作が困難なため農地を譲り渡すもので、譲受人は、隣接する農地を譲り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案６２ページ、使用貸借５番の貸主は分散する農地を貸し付けて、農作業の効率化を図るもので、借主は、農地を借り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案６３ページ、使用貸借６番の貸主は高齢で耕作が困難なため農地を貸し付けるもので、借主は、隣接する農地を借り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

議長

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。（無しの声）

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。宇井常任委員長は自席にお戻りください。

日程１０、議案第５号、農地中間管理機構による農用地の買入協議要請についてを上程いたします。説明を求めます。

内山係長

議長、振興係長。

議長

内山係長。

内山係長

議案第５号、農地中間管理機構による農用地の買入協議要請についてご説明いたします。

議案65ページ、整理番号1番から4番の土地所有者によるあっせん申し出につきましては、農地中間管理機構である公益財団法人北海道農業公社が、特例事業として実施する農地保有合理化事業に採択される必要性がありますことから、岩見沢市長に対し、農業公社への農用地の買入協議の通知を行うように要請するものでございます。事業区分といたしましては、全て5年貸付タイプへの参加申込を予定しております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

次に、その他ですが、事務局より報告があります。

内山係長

それでは、お手元に配布してございます令和3年分の岩見沢市賃借料情報についてご説明いたします。

賃借料情報につきましては、標準小作料制度の代替措置として農地の賃貸の目安となるように各地域の実勢の賃借料の情報を提供するものでございます。単価については、令和3年1月から12月までの1年間のデータを集計したもので、特殊な要因により著しく低額あるいは高額な事例や公社事業案件を除外し、地域別にそれぞれ田・畑の部、平均、最高、最低の額とデータ数を前年の情報と同様にまとめております。

集計結果について、田の部では、旧栗沢の未整備地域で、単価の減少及び、中山間未整備地域で、単価の増加がみられますが、岩見沢市全体の平均では、昨年が11,200円のところ、今回の集計では10,100円で、9.8%の減となりました。畑の部につきましては、旧栗沢の中山間地域を除く全ての地域において、単価の減少があり、岩見沢市全体の平均では、昨年が6,600円のところ、今回の集計では、4,500円で、31.8%の減となりました。なお、令和3年の平均額は、田畑ともに、平成27年から28年の平均額に近い価格になりましたことをご報告いたします。

賃借料情報の周知方法につきましては、昨年同様、いわみざわ、みねのぶ、両農協のご協力を得て組合だよりに折り込んで農業者の皆様にご周知するとともに、当市のホームページに掲載を予定しております。

以上、公表前につき取り扱いにご注意のうえ、農地賃貸借の参考資料としてご活用いただきますようお知らせいたします。

小野係長

総会議案に同封いたしました、農業委員会における「最適化活動の目標設定」、「活動記録の記帳」、「最適化活動の評価・公表」について、ご説明申し上げます。このことについては、昨年9月総会におきまして、最適化活動の推進に向けて、農業委員が活動記録簿の記載等の業務が必要になることをご説明いたしました。その後、追加の情報がありませんでした。今月に入りまして、追加の情報があつた次第です。

まず1ページの中段に白マルで記載がありますが、○規制改革実施計画のⅡの3の(11)のa、bを受け、全ての農業委員会で以下のことに取り組むこととなります。とあります。内容は、①最適化活動に係る目標を定める(農業委員会)②具体的な活動を記録する(農地利用最適化推進委員及び最適化活動を行う農業委員(以下、「推進委員等」という))のちほど推進委員等という言葉が出てきますが、推進委員等は農業委員を含んだ表現になりますのでご注意ください。③活動の評価・公表をする(農業委員会)④推進委員等の最適化活動の点検・評価(推進委員等・農業委員会)本年2月2日付けで農林水産省経営局長通知が発出。その内容は2ページ以降に記載されていますが、農業委員会が設定する目標と設定の方法、評価・公表の方法等が示されました。今後発出される農林水産省農地政策課長通知で、設定した目標の公表様式、推進員等が活動を記録する様式、点検・評価の様式等が示されることとなります。I

2ページをご覧くださいまして、第1の1基本的な考えの中で農業委員会は令和4年度から毎年度、①最適化活動の目標を設定②最適化活動の実施状況及び最適化活動の

目標の達成状況について、点検・評価③農業委員会法第 37 条の規定により公表し都道府県知事に報告となっており、「推進員等は、①最適化活動の実施状況を記録簿に記録」とありますが、令和 4 年度より、農業委員の皆様が各自行った最適化活動の実施状況を、お一人お一人、記録簿に記録が必要となることが示されています。2 の最適化活動の目標設定及び公表・報告については、3 月末までに翌年度の最適化活動の目標を設定し、4 月末までに公表、北海道に報告することになっており、令和 4 年度から開始されるため、本年 3 月末までに令和 4 年度の目標を設定する必要があります。吹き出しにもありますが、最適化活動は「成果目標」と「活動目標」を設定することになっており、成果目標については推進委員等の担当地区ごとの目標設定も必要となっています。

3 ページをご覧ください。(1) の成果目標について、①の農業委員会の目標設定について、ア農地の集積に係る目標について、岩見沢市は集積実績は昨年度約 93% ですので、この水準を維持していくことと思われまます。イ遊休農地の解消に係る目標については、今後遊休農地は 5 年間で 5 分の 1 ずつ解消し 0 にすることを求められていることや、新規発生の遊休農地については当該年度での解消を目標として設定することになります。ウの新規参入の促進に係る目標については、H28～H30 までの権利設定等が行われた農地の平均 1 割以上を目標とすることになっています。岩見沢市の場合の 1 割を計算したところ、約 117ha 単位を反としますと、1,171 反程度となっています。②の推進委員等の目標設定につきましては、各農業委員の担当区域ごとにおきましても、農業委員会の目標設定と同様に定めていただくことになっています。②の活動目標については、各農業委員会の実情に応じて活動日数等を定めて目標とする必要がございます。

次のページ、4 ページについて、3 最適化活動の記録及び点検評価の実施については、(1) の①推進委員等は最適化活動に係る記録簿を作成し、②ア推進委員等が自ら最適化活動の実施状況・目標の達成状況について、点検評価をします。4 月末までに提出することになります。

以上のとおりですが、実際に記録していただく記録簿の様式や、その手続き方法の詳細がまだ示されておらず、3 月以降に農林水産省農地政策課長通知で詳細が発出される予定とされているところです。いずれにしましても、4 月からの活動が求められていることから、担当地域ごとの目標や記録簿の記載等の進め方については、3 月に各常任委員長にお集りいただき、協議いただいて 4 月以降の対応を図ってまいりたいと考えております。

委員各位には、新たな業務が増えることになり、大変お手数をおかけしますが、国の施策の方針が変わったことにより、対応が必要となりますので、ご協力をお願いいたします。なお、各常任委員長には改めてお集りいただくご案内をいたしますのでよろしくお願い申し上げます。

土井局長

先日、書面会議により開催されました総務委員会において、令和 4 年度岩見沢市農業委員会の総会開催日程等の年間計画が協議され、本日机上配布しております年間計画のとおり開催することで、協議が整いましたのでご報告いたします。

総会会場においては、市役所新庁舎の開庁により、前回の 1 月総会より、ここ委員会室で開催しているところで、令和 4 年度も委員会室での開催を基本としております。しかし、議会関連の会議等が急遽開催される場合は、議会が優先となり、その際の農業委員会総会は別会場での開催となりますので、変更先の会場が決定しだい皆様にご案内いたします。

また、開始時間においては、原則 15 時開始としておりますが、例年同様、作柄状況調査や親和会行事により、開始時間が前後している月もありますのでご注意願います。なお、新型コロナウイルスの感染状況により、各行事が中止と判断された場合は、通常の開始時刻 15 時に変更しますので、その際も、決定しだい皆様にご案内いたします。あらかじめご承知お願います。以上でございます。

議 長

その他、何かございませんか。

(無しの声)

次に、来月3月の総会ですが、3月30日(水)午後3時00分から、市役所4階委員会室で開催いたします。以上を持ちまして、本日の総会を終了いたします。